

ムーブメント教育・療法指導者資格取得・更新ガイド

特定非営利活動法人 日本ムーブメント教育・療法協会
2024年12月一部改定

特定非営利活動法人日本ムーブメント教育・療法協会は、すべての人々の健康と幸福感の達成をめざすムーブメント教育・療法の普及や優れた指導者の養成を目的として、様々な講座やセミナーを開催しています。また、受講者の皆様や社会の要請を受け、ムーブメント教育・療法指導者資格制度を設けて認定を行い、その養成に取り組んでおります。

当協会では、ムーブメント教育・療法の発展とともに、指導者資格の取得をめざす皆様、また、資格をお持ちの皆様の一層のご活躍に資するため、資格の取得、更新制度を導入しています。本ガイドに記載された会員登録ならびに指導者資格取得と更新制度についてご理解いただき、実践講座等を計画的に受講されますようお願い申し上げます。

1. ムーブメント教育・療法指導者資格について

認定ムーブメント教育・療法初級指導者資格とは

ムーブメント教育・療法に関する基礎的理論を学び、ムーブメント環境に関する基本的な活用方法を理解し、ムーブメント教育・療法に取り組めることを協会が認定する資格です。

認定ムーブメント教育・療法中級指導者資格とは

ムーブメント教育・療法に関する理論、ムーブメント環境に関する活用方法を身につけ、ムーブメント教育・療法が実践できることを協会が認定する資格です。

認定ムーブメント教育・療法上級指導者資格とは

ムーブメント教育・療法の専門的知識と高度な実践力、研究能力を有し、ムーブメント教育・療法指導者に対するスーパーバイザーとしての役割を担えることを協会が認定する資格です。上級指導者資格には、ムーブメント教育教師とムーブメント療法士の2種類があります。

特別認定ムーブメント教育・療法実践者資格とは

障がいのある成人(当事者)で、幼少期から家族と共にムーブメント教育・療法を楽しみ成長された方で、ムーブメント教育・療法を QOL 向上の一助とする意思があることに対して協会が敬意を表し認定する資格です。

認定ムーブメント教育・療法常任専門指導員とは

ムーブメント教育・療法に関する特に優れた実践、研究、功績等が認められ、当協会理事または支部役員会が推薦した者について、当協会理事会の承認を得て協会会長が委嘱します。

当協会が主催する実践講座等を受講した方は「会員登録」が可能になります。

会員登録をされた方は、次回から会員割引で講座を受講することができます。

指導者資格を取得するためには、会員登録を行い NPO 法人日本ムーブメント教育・療法協会の会員になることが必要です。

2. 科目及び資格取得基準について

科 目		資格取得基準	有効期限	
初級指導者	1	ムーブメント教育論Ⅰ	ムーブメント教育・療法実践講座(初級指導者資格取得講座)を「2回」受講した方は、申請により『認定ムーブメント教育・療法初級指導者資格』を取得することができます。	5年
	2	ムーブメント教育・療法と遊具・教具の活用		
	3	感覚運動を育てるムーブメント		
	4	知覚運動を育てるムーブメント		
	5	精神運動を育てるムーブメント		
	6	ムーブメント教育・療法アセスメント法Ⅰ		
	7	ムーブメント療法論(発達障害・療育支援)		
	8	遊具・教具の活用Ⅰ(実習Ⅰ・演習Ⅰ)		
中級指導者	9	ムーブメント教育論Ⅱ	「認定ムーブメント教育・療法初級指導者」資格を取得後、ムーブメント教育・療法実践講座(中級指導者資格取得講座)を「2回」受講した方は、申請により『認定ムーブメント教育・療法中級指導者資格』を取得することができます。	5年
	10	身体意識を育てるムーブメント		
	11	時間・空間意識を育てるムーブメント		
	12	視知覚・聴知覚を育てるムーブメント		
	13	ことば・数を育てるムーブメント		
	14	連合能力を育てるムーブメント		
	15	創造性を育てるムーブメント		
	16	社会性・コミュニケーションを育てるムーブメント		
	17	ムーブメント教育・療法アセスメント法Ⅱ		
	18	ムーブメント療法論(重度重複障害)		
	19	遊具・教具の活用Ⅱ(実習Ⅱ・演習Ⅱ)		
上級指導者	20	応用学(音楽・ダンス・体育)	「認定ムーブメント教育・療法中級指導者」資格を取得後、上級指導者資格取得講座において、実践報告レポートの提出と実践報告(発表：プレゼンテーション)を行い、審査に合格した方は、申請により『認定ムーブメント教育・療法上級指導者(ムーブメント教育教師又はムーブメント療法士)』の資格を取得することができます。	5年
	21	実践報告(レポート提出) (MEPA-R または MEPA-II R 等のアセスメントを活用した実践が望ましい)		
	22	実践報告(発表：プレゼンテーション) (MEPA-R または MEPA-II R 等のアセスメントを活用した実践が望ましい)		
	23	課題演習		

※資格の有効期限は、資格を取得した翌年から**5年間**です。

例) 2022年4月末日認定の場合は、2027年12月末日が資格有効期限になります。

資格有効期限は、初級指導者資格は認定カード、中級/上級指導者資格は認定カードと認定証に記載されます。

※資格の更新(4項参照)は、有効期限内に資格更新ポイントを取得して、更新手続きが必要です。

※初級資格を取得後、その有効期限内に中級指導者資格を取得した場合は、上位の資格である中級指導者資格を更新していただきます。中級指導者から上級指導者の場合も同様です。

※資格の更新手続きは、ご本人からの申請により行います。有効期限内に更新申請(手続き)を行わなかった場合は、資格ならび受講歴、会員登録も失効となります。

※資格取得のための受講回数、並び、に資格更新ポイントの有効期限は5年間です。

※資格更新時、保有ポイントが更新条件のポイントを超える場合は、そのすべてを使って更新します(更新ポイントの持越しはできません)。その際、更新ポイントとして使用した場合に資格取得のための受講としてカウントすること、また、資格を取得した場合に更新ポイントとして持ち越すことはできません。

3. 資格の取得について

(1) 会員登録の方法

- 当協会が主催（指定）するムーブメント教育・療法実践講座等を初めて受講され、今後も継続して学びたい、資格を取得したいとお考えの方は、受講後に実施される受講確認アンケートに回答し「会員登録」を行ってください。会員登録をされた方は、次回から会員割引で実践講座等を受講できます。
- 認定ムーブメント教育・療法指導者資格(初級・中級・上級)を取得するためには、会員登録を行いNPO 法人日本ムーブメント教育・療法協会の会員であることが必要です。
- 会員登録の有効期限・・・5年
ただし、有効期限内に指導者資格を取得された場合はその資格の有効期限まで、また、取得された資格を更新した場合は、取得資格の有効期限に連動して会員登録の有効期限も延長されます。

(2) 指導者資格(初級・中級・上級)の取得基準・申請方法・認定料

種別	取得基準	申請方法	認定料
初級指導者	ムーブメント教育・療法実践講座(初級指導者資格取得講座)を2回以上受講すること 資格有効期限：5年	協会ホームページ「マイページ/各種申請」から所定の手続きを行う	5,000円
	※初級資格の認定は、所定の手続き後「認定ムーブメント教育・療法初級指導者認定カード」を申請者宛に送付いたします。		
中級指導者	「認定ムーブメント教育・療法初級指導者」資格を取得後、ムーブメント教育・療法実践講座(中級指導者資格取得講座)を2回以上受講すること 資格有効期限：5年	協会ホームページ「マイページ/各種申請」から所定の手続きを行う	12,000円
	※中級資格の認定は、所定の手続き後「認定ムーブメント教育・療法中級指導者認定カードと認定証」を申請者宛に送付いたします。		
上級指導者	「認定ムーブメント教育・療法中級指導者」資格を取得後、上級指導者資格取得講座において、実践報告レポートの提出と実践発表を行い、審査に合格すること 資格有効期限：5年	審査結果通知後、協会ホームページ「マイページ/各種申請」から所定の手続きを行う	ムーブメント教育教師 15,000円 ムーブメント療法士 15,000円 ※いずれか選択
	※上級資格の認定は、所定の手続き後「認定ムーブメント教育・療法上級指導者認定カードと認定証」を申請者宛に送付いたします。		

※「特別認定ムーブメント教育・療法実践者」資格の認定(認定料5,000円、有効期限なし)を希望する方は、別途お問い合わせください。

(3) 申請受付と認定カード・認定証の発行

資格認定の受付は年4回です。時期により認定日が異なります。

受付	認定日	認定カード・認定証の発行
1月・2月・3月受付分	4月30日	5月中に申請者宛に郵送
4月・5月・6月受付分	7月31日	8月中に申請者宛に郵送
7月・8月・9月受付分	10月31日	11月中に申請者宛に郵送
10月・11月・12月受付分	12月31日	翌年1月中に申請者宛に郵送

4. 資格の更新について

会員登録ならびに認定ムーブメント教育・療法指導者資格の有効期限と更新の条件等は、下記の通りです。指導者資格をお持ちの方は、有効期限にご注意の上、所定の手続きを行ってください。

(1) 指導者資格(初級・中級・上級)の有効期限・更新条件・更新料・方法

種別	有効期限	更新条件	更新料・方法
会員	5年	有効期限内に指導者資格を取得した場合、会員登録は延長されます。また、指導者資格の更新に準じて会員登録も延長されます。	有効期限内に資格を取得されなかった場合、会員登録と受講歴は失効します。
初級指導者	5年	初級資格取得後、資格有効期限内に実践講座等を受講して資格更新ポイントを取得し、更新手続きを行う。 資格更新ポイント…10ポイント以上	更新料 5,000円 協会ホームページ「マイページ/各種申請」から所定の手続きを行う。
中級指導者	5年	中級資格取得後、資格有効期限内に実践講座等を受講して資格更新ポイントを取得し、更新の申請(手続き)を行う。 資格更新ポイント…15ポイント以上	更新料 12,000円 協会ホームページ「マイページ/各種申請」から所定の手続きを行う。
上級指導者	5年	上級資格取得後、資格有効期限内に実践講座等を受講して資格更新ポイントを取得し、更新の申請(手続き)を行う。 資格更新ポイント…15ポイント以上	更新料 15,000円 (ムーブメント教育教師 又はムーブメント療法士) 協会ホームページ「マイページ/各種申請」から所定の手続きを行う。

※資格更新ポイントとは、協会主催(指定)の講座(実践講座：初級指導者資格取得講座や中級指導者資格取得講座・上級指導者資格取得講座)を受講することで取得するものです。例えば、実践講座を1回受講することで、資格更新ポイント「5ポイント」が付与されます。

※資格更新ポイントが付与される講座については、様々な形で開催できるよう検討してまいります。該当講座のご案内は、協会ホームページ(<http://jamet.jp/>)で随時お知らせします。

(2) 資格更新の受付

資格更新の受付は年4回です。付与された更新ポイントの有効期限に十分に留意して、所定の手続きをお願いいたします。

受付	更新日	認定カード・認定証の発行
1月・2月・3月受付分	4月30日	5月中旬に申請者宛に郵送
4月・5月・6月受付分	7月31日	8月中旬に申請者宛に郵送
7月・8月・9月受付分	10月31日	11月中旬に申請者宛に郵送
10月・11月・12月受付分	12月31日	翌年1月中旬に申請者宛に郵送

指導者資格の取得ならびに更新等に関する問合せ

特定非営利法人日本ムーブメント教育・療法協会 事務局

〒113-0001 東京都文京区白山 1-13-7

アクア白山ビル 5F 勝美印刷(株)内

TEL. 03-3812-5223 (土日祝除く 9:00~17:00)

FAX. 03-3816-1561

E-mail : jamet@shobix.co.jp